

「保健学科比国交流支援」 2023年度実施要項

1. 趣 旨

本事業は、寄附者の上原清善氏の意向により、琉球大学医学部保健学科が実施するフィリピン国の保健医療向上を目的とする交流事業について、経費の一部を補助する。

2. 助成金の原資及び支給基準

本事業は、上原清善氏の寄附金10,000千円(1990年)を原資とし、その運用益(果実)で助成を実施する。また、助成金の支給額等支給基準は、琉球大学後援財団の事業計画書に基づき同財団理事会及び評議員会で決定する。

3. 事業計画及び助成希望額の提出

琉球大学後援財団は、毎年度、琉球大学上原キャンパス事務部長へ次年度事業計画及び助成額の希望について依頼を行う。琉球大学上原キャンパス事務部長は、医学部保健学科の意向を取りまとめ、琉球大学後援財団へ事業計画及び助成希望額を提出する。

4. 助成対象者の選考及び決定

助成対象者の選考は、琉球大学後援財団理事長から琉球大学医学部保健学科長へ推薦を依頼し、琉球大学医学部保健学科国際保健協力委員会で選考の上、琉球大学医学部保健学科長は同理事長に助成対象者を推薦する。推薦された者は、琉球大学後援財団に置く琉球大学後援財団学術研究助成事業委員会で審議し、琉球大学後援財団理事会で決定する。

5. 採否の通知方法

琉球大学後援財団理事長から、琉球大学医学部保健学科長へ助成対象者の決定について通知し、琉球大学医学部保健学科長は当該助成対象者に対して通知する。

6. 給付等の手続き

- (1) 助成対象者は、別紙1の「受給申請書」を琉球大学後援財団事務室(琉球大学 大学本部棟1階 内線2014 外線098-895-5793)へ提出すること。
- (2) 琉球大学後援財団は、受給申請書を受領後、助成金を給付する。
- (3) 採択事業について変更が生じた場合は、速やかに琉球大学後援財団理事長へ報告し、承認を受けなければならない。

- (4) 採択事業が他の機関に採択された場合、又は当該年度内に当該事業の実施が不可能になる場合は、速やかに琉球大学後援財団理事長へ「辞退届」（様式任意）を提出すること。
- (5) 採択事業が取り消された場合、助成金は返金しなければならない。

7. 報告書等の提出

助成を受けた者は、当該事業の終了後1ヶ月以内に別紙報告書等を作成し、琉球大学後援財団理事長へ一部提出すること。